別表六（十一）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の５の２第２項又は第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑼」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。

3　「当期控除可能額等　⑿」の欄の外書には、租税特別措置法施行令第27条の５の２第７項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載すること。この場合においては、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算すること。

4　「翌期繰越額　⑽－⑿　⒀」の各欄の外書には、租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十七)の「法人税額超過構成額　②」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六の十一の表中「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「50の①」）」を「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「52の①」）」に改め、同表の記載要領第十一号中「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「50の①」）⑵」」を「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「52の①」）⑵」」に改める。

別表六の十一の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十三)「19の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「19の②」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十三)「20の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「20の②」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十三)「17の②」＋「18の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「17の②」＋「18の②」）」に改め、同表の記載要領第十一号中「平成23年６月30日」を「平成24年３月31日」に、「平成23年７月１日」を「平成24年４月１日」に改め、同第三号中「平成23年７月１日」を「平成24年４月１日」に改める。

別表六の十一の付表一の記載要領第三号中「第68条の15」を「第68条の15の３」に、「別表六の二(十三)」を「別表六の二(十六)」に改める。

別表六の十一の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十三)「28の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「28の②」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十三)「27の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「27の②」）」に改め、同表の記載要領第十一号中「平成23年６月30日」を「平成24年３月31日」に、「平成23年７月１日」を「平成24年４月１日」に改め、同第三号中「平成23年７月１日」を「平成24年４月１日」に改め、同第五号中「第68条の15」を「第68条の15の３」に、「別表六の二(十三)」を「別表六の二(十六)」に改める。